○中部地方整備局告示第十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年一月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年一月三十一日　中部地方整備局長　足立　敏之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百三十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
静岡県駿東郡小山町須走字滝ノ沢三〇七番一から御殿場市茱萸沢字大畑二三一番一まで	前	九・四〇～七〇・一〇メートル	六・八九八キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後 A	九・四〇～七〇・一〇	六・八九八	
	後 B A	二二・六〇～五二〇・八一	六・三六〇	

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局沼津河川国道事務所

○中部地方整備局告示第十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年一月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年一月三十一日　中部地方整備局長　足立　敏之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十三号	安城市高棚町新池七七番から同市高棚町芦池一二八番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局名四国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年一月三十一日

○中部地方整備局告示第十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年一月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年一月三十一日　中部地方整備局長　足立　敏之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十二号	三重県北牟婁郡紀北町海山区馬瀬字原口五九一番一から同町海山区馬瀬字原口五九一番二まで	中部地方整備局及び同局紀勢国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年一月三十一日

○中国地方整備局告示第八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年一月三十一日　中国地方整備局長　戸田　和彦

一　施行者の名称　島根県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十六年建設省告示第二百十二号出雲都市計画及び宍道都市計画下水道事業宍道湖西部流域下水道

三　事業施行期間　自昭和五十六年二月二十一日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　昭和五十六年建設省告示第二百十二号、昭和六十一年建設省告示第九百八十一号、平成元年建設省告示第千八十三号及び平成五年建設省告示第六百十八号の事業地のうち出雲市東園町及び大島町地内において事業地を変更する。

使用の部分　昭和五十六年建設省告示第二百十二号、昭和六十一年建設省告示第九百八十一号、平成元年建設省告示第千八十三号及び平成五年建設省告示第六百十八号の事業地に出雲市東園町及び大島町を加える。

○中国地方整備局告示第九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年一月三十一日　中国地方整備局長　戸田　和彦

一　施行者の名称　広島県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十年建設省告示第二百十四号備後圏都市計画下水道事業芦田川流域下水道

三　事業施行期間　自昭和五十年三月三日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

国会事項

衆議院

議案提出

一月二十七日内閣から提出した議案は次のとおりである。

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案

保険業法等の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

租税特別措置法等の一部を改正する法律案

現下の厳しい雇用情勢に対応して労働者の生活及び雇用の安定を図るための雇用保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案

児童手当法の一部を改正する法律案

質問書提出

一月二十七日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定に関する質問主意書（中谷元提出）

地域における民生委員・児童委員の果たす役割の重要性に関する質問主意書（橘慶一郎提出）

イラン産原油の禁輸及びホルムズ海峡の封鎖危機に関する質問主意書（馳浩提出）

原子力災害対策本部での議事録未作成に関する質問主意書（馳浩提出）

子供の引き渡しによる直接強制の執行に関する質問主意書（馳浩提出）

報告書受領

一月二十七日内閣から次の報告書を受領した。

国民生活安定緊急措置法第二十八条の規定に基づく平成二十三年七月一日から同年十二月三十一日までの間における同法の施行状況報告書

内閣府設置法第六十七条第一項及び国家行政組織法第二十五条第一項の規定に基づく平成二十三年十月二十日から平成二十四年一月二十三日までの間における行政組織の新設改廃状況報告書

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第十五条の規定に基づく同法の施行状況に関する報告

又同日国と地方の協議の場議長藤村修から次の報告書を受領した。

国と地方の協議の場に関する法律第七条第一項の規定に基づく国と地方の協議の場（平成二十三年度第五回臨時会合）における協議の概要に関する報告書

辞令

（法務調査室次席調査員）衆議院調査局調査員　鈴木　宏幸

北朝鮮による拉致問題等に関する特別調査室次席調査員兼務を命ずる（一月二十七日）